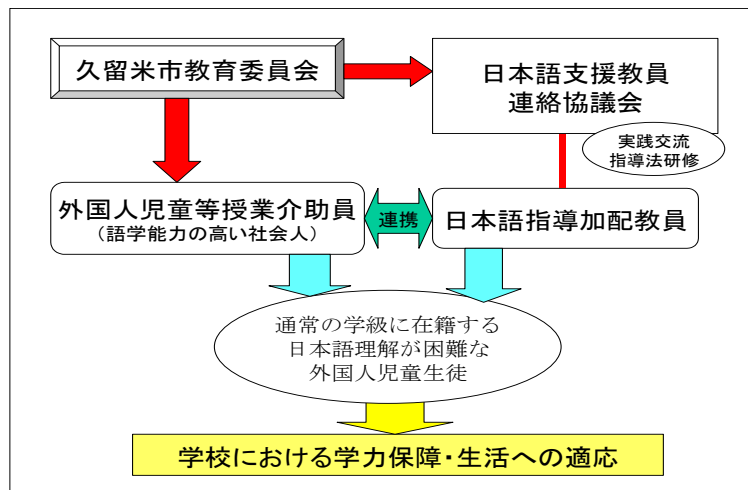


令和3年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
 (I 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)
 事業内容報告書の概要

地方公共団体名【 久留米市 】

令和3年度に実施した取組の内容及び成果と課題

1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等)



2. 具体的取組内容 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(1)運営協議会・連絡協議会の実施

1. 第1回日本語指導担当教員連絡協議会(1学期実施予定)
 ※新型コロナウイルス感染拡大防止による緊急事態宣言、まん延防止等重点措置により未実施。
2. 第2回日本語指導担当教員連絡協議会(令和3年12月21日)
 - ①各学校からの日本語指導の実態及び協議について
 - ②特別の教育課程による指導について
 - ・「特別の教育課程」による日本語指導を行う場合の年間スケジュール
 - ・指導計画の作成と見直し
 - ・次年度の指導計画の作成及び指導体制の検討
3. 第3回日本語指導担当教員連絡協議会(3学期実施予定)
 ※新型コロナウイルス感染拡大防止によるまん延防止等重点措置により未実施

(2)拠点校の設置等による指導体制の構築(必須実施項目)

・下記の表のように各学校にコーディネーターを配置し、日本語教育に係る実態把握や指導助言等を行う。具体的には、次のような取組を校外で提案・実践し、その成果を市立学校に普及する。

(主な取組): 支援体制の構築

- 授業介助員と連携した保護者支援
- 市立小中高等学校における校内研修等での講師 等

年度	R3	R4	R5
配置人数	2	2	当該児童生徒の増減による ※コロナ禍における状況

(3)「特別の教育課程」による日本語指導の実施 (※必須実施項目)

第2回日本語指導担当教員連絡協議会(令和3年12月21日)における内容

① 各学校からの日本語指導の実態及び協議について

小・中学校における個別の指導状況(一部抜粋)

(A小)3年生国語の授業で取り出し授業を行い、TTにて授業進行担当と個別指導担当に役割分担をして実施。その中でタブレットを活用し動画や写真を提示することで、イメージと言葉が結びつくような支援を実施。

(B小)週に1回2時間、タガログ語での指導補助のサポーターによる個別指導と入り込み指導を行っている。日本語が全くできない児童であるため、日本語の読み書きから始めているが、長期休暇が入ると、元に戻っていることがあり、粘り強く継続的な支援に取り組んでいる。

(C中)生徒・保護者共に日本語による会話が十分にできない状態であるため、案内にレビをうつ等のきめ細やかな支援に取り組んでいる。また、進学を控えた生徒に対し、進路獲得に向けた面接指導・作文指導の支援にも取り組んでいる。

② 特別の教育課程による指導について

- ・「特別の教育課程」による日本語指導を行う場合の年間スケジュール
- ・指導計画の作成と見直し
- ・次年度の指導計画の作成及び指導体制の検討

(4)成果の普及 (※必須実施項目)

① 2学期実施の連絡協議会における取組の共有

個別的な指導が多くなるため、日本語指導や対象の児童生徒に関する生徒指導や家庭生活面の支援等について、担当している教員が1人で抱え込んでしまうことがある。その解決として、校内での体制づくりなど相談できる雰囲気づくりが大切であることを、他校の取組を聞く中で各学校が認識することができた。

② 自校内での成果の普及

今年度は、新型コロナ感染拡大防止により、自校内による成果の普及となった。特に、臨時休業等による授業時数確保を優先する中、職員研修の設定自体が大変難しい状況であったため、紙媒体による提示など、各学校で工夫して日本語指導担当教員の取り組みの共有を図った。

(7)ICTを活用した教育・支援【重点実施項目】

①配布済多言語翻訳機のアップデート、及び貸出用翻訳機(3台の準備)

②生徒個人に配布されているchromebookの活用、及びグーグルレンズによる翻訳機能活用

(10)日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

日本語の理解が困難な外国人児童生徒等が在籍している学校に対して、外国人児童等授業介助員を派遣し、学校が作成した指導計画に沿って、学習支援及び日本語指導支援、学校生活適応支援、保護者との教育相談及び連絡の支援を行った。

○令和3年度の配置校数

- ・小学校17校、中学校7校

3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(1)運営委員会・連絡協議会の実施

○帰国・外国人児童生徒の学習及び生活への支援を図るために、各学校の取組を交流し、課題を共有することにより、各学校における指導と支援の充実につなげることができた。

●コロナ禍により年3回予定していた連絡協議会が2回中止となった。

(2)学校における指導体制の構築

○小・中学校のコーディネーターを中心に、日本語指導や児童生徒及び保護者に対する具体的な支援策について協議することができた。各学校の実践を交流することで、教師の指導力が向上している。

●コロナ禍において、感染症防止の観点からコーディネーターによる学校訪問を行うことが難しくなった。そのためコーディネーターの活用が十分にできなかった。

(3)「特別の教育課程」による日本語指導の実施

○連絡協議会において、児童生徒の受入から実態把握、「特別の教育課程」の編成、「特別の教育課程」による

指導の終了判断に至るまでの流れが全体で確認できた。

- 日本語指導担当教員の引継ぎについて、「特別の教育課程」に沿って引継ぎがスムーズに行われるようにする。日本語指導の取組に学校間格差が出ないように、情報共有の日常化を図る必要がある。

(4)成果の普及（必須実施項目）

○日本語指導担当教員の取り組みについて、校内研修や資料配布等を行い周知することができた。また、当該児童生徒に対してどのような支援が必要かを共通理解することができた。

- 日本語が全く話せない児童生徒が年度途中で転入してくることがあり、その場合、多くの保護者は、日本語指導担当教員がいる学校への通学を希望してくる。そのため、特定の学校に偏ってしまい、学校の負担が大きくなっている。成果の普及を活用し、市内全ての学校において日本語指導や支援をいつでもできる体制づくりが必要である。

(7)ICTを活用した教育・支援(重点実施項目)

○GIGAスクール構想により配置されたchromebookを活用することで、生活に必要な日本語を中心にイラストを使って理解を促すことができた。また、翻訳サイトを使い、日本語学習や生活支援に活用した。

- chromebookの活用法を今後も模索していき、生徒の効果的な学習支援に繋げていく必要がある。

(10)日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣について

○対象の児童生徒が在籍する学校に、母国語を話すことができる外国人児童等授業介助員を派遣することで、日本語の初期指導や学習用語の説明などの支援を個別に行い、日本語の習得、学習に必要な日本語の理解を支援することができた。

- 家庭の課題や人間関係、学力面等の様々な問題から、スムーズに学校生活に馴染めない児童生徒もおり、生徒指導面での支援や日本語の理解が十分でない保護者対応も少なくないため、児童生徒・保護者との良好な関係を築くことができる介助員の確保が不可欠である。

	幼稚園等	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校
本事業で対応した幼児・児童生徒数	(人園)	121人 (17校)	50人 (7校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)
うち、特別の教育課程で指導を受けた児童生徒数		77人 (6校)	40人 (3校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)

4. その他(今後の取組予定等)

○多様な母語に対する授業介助員は、教育委員会としても新たな人材を発掘、確保する必要があるため登録制度を実施している。今後も多様な母語に対応できるように、関係機関等への協力要請を図ることや、電子翻訳機を配当する等の支援を検討する。

○日本語での会話が難しい保護者と学校とのコミュニケーションが円滑に行われるよう、外国人等児童生徒サポーターを活用していく。

※ 枠は適宜広げること。(複数ページになっても差し支えない) 成果物等があれば別途提出すること。

※ 事業内容報告書の概要は、担当者・連絡先欄を除き、様式9(添付1)の5. 成果イメージ資料のポンチ絵と併せて、文部科学省ホームページで公開する。